

「国家石油備蓄基地操業に係る業務委託契約(平成30年度～平成34年度)民間競争入札実施要項(案)に係る意見募集」に対する回答

No.	対象事業	該当箇所	意見	理由	仕様書等修正有無	回答
1	事業全般	実施要項(案) P.32 2)入札書	(入札対象経費の見直し) (評価基準の見直し)	直接業務費が入札対象経費の範囲外となることにより、修繕保全費の工法改善等によるコスト削減効果が価格点に反映されなくなる恐れがあります。適正に技術点の評価に反映される仕組みが必要であると考えます。	無	直接業務費に関する工法改善等は価格点には反映されず、技術点での評価となります。 企画書に記載いただく技術提案、性能品質計画、業務実施計画の内容について、「総合評価落札方式の評価基準」に基づき、適正に評価します。
2	事業全般	実施要項(案) P.32 2)入札書	(入札対象経費の見直し) (評価基準の見直し)	入札対象経費に含まれる「人件費」には、再委託をしている業務が含まれていません。 例えば、安全防災業務を自社で行っているか、あるいは再委託しているか、応札者の体制の違いで経費の算定結果が変わってしまい、適切な評価が出来ない恐れがあります。 入札対象経費の条件を、体制が異なる場合でも比較可能となるように変更すべきと考えます。	有	ご指摘を踏まえ、直接業務費の対象業務を自社において実施する場合は、当該業務に係る経費を機構に確認の上、入札金額に含めないこととします。 入札実施要項(案)に以下のように追加します。(併せて関連する資料につきましても修正します。(注: ページ数は、福井国家石油備蓄基地の入札実施要項(案)の該当ページ)) P33の4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第14条第2項第4号)中(2)②2)入札書 ア)入札書(様式3)に記載する入札金額は、参照実施計画書(別添5-1)及び参照実施コスト積算書(別添5-2)に含まれる項目のうち、直接人件費(P.26「1. 5(1)①」参照。)、管理業務費(P.27「1. 5(1)③」参照。)、間接経費(P.27「1. 5(1)④」参照。)について、参照実施コスト積算書(別添5-2)を参考にして、企画書の内容と整合する委託業務実施期間に係る業務委託金額の総額を記載したものとし、更にその総額の内訳を添付すること。ただし、直接業務費の対象業務を自社において実施する場合は、当該業務に係る経費を機構に確認の上、入札金額に含めないものとする。 P32の(1)入札の実施手続き及び実施スケジュール案の表の、手続欄中を以下のように修正します。 「入札図書、業務委託仕様書及び入札金額に係る質問及び回答」
3	事業全般	—	コスト削減を促進するため、インセンティブ契約(削減した委託費の一部返還等)の導入や、備蓄基地を活用した収益事業は認められないでしょうか。	現状では、合理化によって直接業務費や直接人件費の削減努力が適正な評価につながらないばかりか、逆に計画していた直接人員を削減すると間接経費が減少する仕組みとなっています。 コスト削減に努めることは当然ですが、その努力が適正な評価につながらる仕組みを導入することによってコスト削減がさらに促進されると思われます。 また、備蓄業務に支障のない範囲で、施設等を利用した収益事業を行うことによって、その施設利用料等を備蓄基地運営コストの引き下げに充てることが可能になると考えられます。 このように、民間企業の創意工夫次第で収益性が上がる環境整備を行い、民間企業から見て魅力的な事業とすることで、より備蓄基地の運営コストを引き下げられるのではないかと考えます。	無	応札価格(当初契約額)と、コスト削減努力が反映された支出実績額との差額の一定割合を受託者に還元するインセンティブについて、適正な還元基準の設定、適正な還元割合(金額)、税金の使途としての適正性を含む観点から検討を実施しましたが、委託契約の性格上、実費精算方式で支払いを行っており、公平性や透明性を担保することが困難と判断しました。 備蓄基地を活用した収益事業につきましては、行政財産は、本来の用途に使用するものですが、やむをえない事情があり、国有財産の有効活用にあつては、本来業務に支障がない場合に限り、可能と考えます。なお、当該収益は、委託事業の確定時に委託事業に要した費用と相殺することとなります。